

令和4年門審第13号

裁 決

遊漁船A手漕ぎボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B乗組員

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和3年5月28日16時50分

鹿児島県秋目湾

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

手漕ぎボートB

総 ト ン 数 4.7トン

全 長

3.51メートル

登 録 長 11.10メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 213キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体後部に操舵室を配し、レーダー及びGPSプロッターを装備したFRP製遊漁船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客2人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.3メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和3年5月28日06時00分鹿児島県秋目漁港の係留場所を発し、秋目湾西方沖合の釣り場に向かった。

a受審人は、06時15分釣り場に到着し、釣り客に流し釣りを行わせていたところ、しけ模様となったため、16時20分帰途に就くこととした。

16時34分a受審人は、南さつま市坊津町所在の沖秋目島島頂（144メートル）（以下「基点」という。）から178度（真方位、以下同じ。）830メートルの地点で、針路を080度に定め、5.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、操舵室左舷側の操縦席に腰を掛け、手動操舵により進行した。

16時45分半a受審人は、基点から104度1.08海里の地点に達したとき、正船首750メートルのところ、船首を東南東方に向けた手漕ぎボートBを視認することができ、同じ方向を向いて移動しないことから、漂泊していることが分かり、その後同船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況となったが、船首方を一見して船舶を見かけなかったため航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、Bを避けないで続航し、16時50分基点

から098度1.46海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首部が、Bの右舷船首部に後方から78度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力3の南東風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

また、Bは、リニアポリエチレン製シーカヤックで、持ち運び式魚群探知機兼GPSプロッターを携帯したb指定海難関係人が救命胴衣を着用して単独で乗り組み、釣りの目的で、船首尾0.1メートルの等喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段が講じられていないまま、同日13時30分秋目漁港の係留場所を発し、同漁港北西方沖合の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、15時00分釣り場に到着して釣りを始め、その後風が強くなってきたので、16時30分魚群を探索しながら秋目漁港に向かって移動し、16時45分前示衝突地点付近に至り船首を東南東方に向けて漂泊して釣りを再開したところ、16時45分前示衝突地点で、113度に向首していたとき、右舷船尾33度750メートルのところに、東行するAを初認し、その後同船が衝突のおそれがある態勢で向首接近する状況であったが、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

b指定海難関係人は、避航を促す音響信号を行わず、更に接近しても、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続け、航走波に備えてその場で右回頭中、船首が158度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首部外板に擦過傷を、Bは右舷船首部に擦過傷等をそれぞれ生じ、b指定海難関係人が右腰椎横突起骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、秋目湾において、航行中のAと漂流中のBが衝突したもので、発生地点は、港則法及び海上交通安全法の適用がない海域なので、一般法である海上衝突予防法（以下「予防法」という。）が適用されることになる。

予防法には、航行中の船舶と漂流中の船舶との間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務で律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、秋目湾において、秋目漁港に向けて帰航中のAが、見張り不十分で、前路で漂流中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、動静監視不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、秋目湾において、秋目漁港に向けて帰航する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、船首方を一見して船舶を見かけなかったのが航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂流中のBに気付かず、同船を避けないうまま進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年8月25日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 上 田 容 之

審判官 栞 原 和 栄

審判官 山 本 哲 也